

報告書

平成28年10月19日(水)に開催された「質問力・議員力向上集中セミナーin 東京」を受講いたしましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

平成28年10月20日

名取市議会議長 郷内 良治 様

会派名 公明名取
代表 菅原 和子



記

- 1 研修期間 平成28年10月19日(水)
- 2 研修場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館
- 3 行程表 別紙のとおり
- 4 参加人員 1名
〈氏名〉 菊地 忍
- 5 研修内容 別紙のとおり
- 6 所感 別紙のとおり



「公明名取」会派研修行程表

平成28年10月19日

<p>10/19</p>		<p>(株)地方議会総合研究所 質問力・議員力向上集中セミナー 効果的な質問・質疑を指して 10:00~12:00 一般質問から始める議員提案条例 13:30~15:00 不穏当・不規則発言にどう対応するか 15:15~16:45</p> <p>会場:アットビジネスセンター池袋駅前 別館 東京都豊島区東池袋1-6-4</p>

質問力・議員力向上集中セミナーin 東京

主催: (株)地方議会総合研究所

1. 研修日程 平成28年10月19日(水) 10:00~16:45

2. 研修場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

3. 研修内容

効果的な質問・質疑を目指して 10:00~12:00

講師: 元全国都道府県議会議長会議事調査部長 野村 稔氏

1. 質問と自己の意見との関係

- (1) 質問は当該団体の事務全体を対象とし、質問点と意見を発言できる。
- (2) 質疑では、議題となっている議案等を対象とし、議案等の質問点を発言できる。
- (3) 議員が意見を述べる場合、通告した質問事項のうち1~2項目については、「政務活動費で調査したところによると」と前置きして発言してほしい。

2. 検討・善処答弁への対応

- (1) 執行機関の答弁でよく聞くことは、「検討する」「善処する」であり、さらに「前向きに」との表現がつくことがある。これは現段階では「できない」との答弁であり、質問議員への配慮した答弁ともいえる。
- (2) 議員は、次の定例会で「検討」「善処」の結果について質問する必要がある。これをしないと、その場限りの答弁に終わってしまう。
- (3) 不確かな答弁、修飾語の多い答弁に満足してはならない。

3. 文書質問

- (1) 議会における言論(質問、質疑、討論等)は、口頭によることを原則とする。
- (2) しかし、例えば、質問の持ち時間が十分でない場合、また質問終了後に生じた事態について緊急質問をするほどでない場合、原則として質問することはできない。
- (3) 国会では、国会法第74条で文書質問が認められ、特に質問していないが、十分でない小会派の議員が文書質問を活用している。
- (4) 地方議会では、質問は口頭によることとし、文書質問を規定していないが、地方自治法は文書質問を禁止していないので、当該議会の会議規則で文書質問を規定すればよい。
- (5) 文書質問制度を採用するか否かは議会運営委員会等で協議し、合意を得れば会議規則に規定することで実現できる。
- (6) 文書質問を制度化した場合、この利用は個々の議員の判断である。ただし、会期制度をとっているので、答弁との関係から文書質問の提出期限を決める必要がある。

4. 日常活動で得た事項で質問・質疑を

- (1) 議員は住民代表であるから、住民が疑問と思う事項を質問、質疑する必要がある。そのためには住民との日常活動を活発に行い、当該団体に対する住民の要望を把握し、これを本会議や委員会で執行機関に質問、質疑することが必要である。
- (2) 傍聴者数に限界があるので、議員は質問、質疑した場合、地域住民等に対し、議員活動の内容として、質問、質疑と答弁の要旨を口頭または文書で報告する。
- (3) このためには、きめの細かい地域活動、住民との対話をし、その中から当該団体として住民に行うべき施策を提言し実行を迫る必要がある。これにより住民と議員との一体性を確保することができる。

5. 執行機関の本音の答弁を追求しない

- (1) 議員の質問、質疑に対する執行機関の答弁は、議員の立場を考慮し、否定の答弁は少ない。
- (2) また場合によっては、執行機関は現在検討中の事項について、「未確定であるが・・・」「ここだけの話として・・・」とかを前置きして議員に答弁することがある。いわゆる「本音の答弁」はまだ確定していないので答弁する必要はないのであるが、仮に執行機関がこのような前置きをして答弁した事項を、議員が住民に知らせると、検討中の事項についての答弁は出なくなる。情報入手のチャンスを自ら閉ざしてはならない。

6. 必要により現場を見る(議員派遣、委員派遣)

- (1) 委員会は、例えば年に1回、ほかの地方団体の関係行政を視察している議会がある。定型会した委員派遣でなく、真に必要な事項を知るために他団体へ行くことを否定しない。
- (2) 委員会は、付託された議案の現状(現場)を見るために、当該団体内への委員派遣を積極的に行う必要がある。

〈考察〉

1講義目は「効果的な質問・質疑を目指して」という講義であったが、野村氏のこれまで体験したこと、議会運営のあり方について自治省、総務省とのやりとりなど、前段の話が多かった。執行部の答弁にて、本市でもよくつかわれる「検討する」について、次の定例会で「検討」の結果について質問する必要がある。とのことで参考になった。また議会広報に「検討する」と答弁した項目を掲載してはどうかとの提言もあった。文書質問については、本市では採用していないが検討する必要があるのではないか。

今回の研修を今後の議会活動に活かしてまいりたい。

一般質問から始める議員提案条例 13:30~15:00

講師:元衆議院法制局参事 吉田 利宏氏

1. 一般質問の意義

(1)「質疑」との違い

質疑:議題について疑義をたずねること

質問:議題を離れて説明を求め、所見をたずねること。自らの意見を加えることも許される。

(2)一般質問をめぐる「改革」

方法の改革:一問一答の導入、質問時間枠の制定・拡大、質問回数削減の撤廃、反問権

内容の改善:行政監視機能や政策提案機能を意識しての改善

残念な一般質問:①公表数字を確認するだけの質問

②論点を入れすぎてぼけてしまった質問

③一般質問、代表質問としては個別要求的すぎる質問

④合理的な根拠や論拠のない批判に基づく質問

⑤その自治体が関知できない国や他自治体の事柄についての質問

⑥自身の政治信条の演説に終始している質問

⑦一問一答方式のやりとりを続けるうちに混乱してしまった質問

⑧執行部への謝辞は時間の浪費

よい一般質問の要素:主張に一貫性があること、具体的な目標が示されていること

2. 行政の対応と一般質問

(1)「3つ」の行政対応を意識する

工夫、お金、法令整備の3段階

(2)議員提案条例は行政監視機能の延長線上にある

議員提案条例は行政監視機能を発揮するなかで生まれる

議員提案条例を作ることばかりが議会の立案機能の発揮ではない

3. 改革につなげる一般質問のスキルとは

(1)具体的な目標(提案)との関係で執行部に数字やデータを尋ねる

(2)批判を意識する

(3)目標までの道筋を示す

(4)問題解決まで何度でも尋ねる

4. 一人でできる法的調査・条例立案

(1)問題に3対応分類でアプローチする

例題)飲酒運転の車が下校中の小学生の列にあやうく突っ込みそうになる事故が発生。議会懇談会で対策を求める声があげられた。

住民の声の分析と考えられる対策

飲食店に飲酒運転を起こさせないしくみをつくる

工夫 代行サービスのポスター、チラシを店に置く

- 代行サービス会社の割引券を飲食店で配布してもらう
- お金 飲酒運転撲滅に協力してくれる飲食店を登録しステッカーを貼る
庁内の懇親会・飲送迎会は登録店を利用する
- 法 登録店は飲酒運転を制止し、飲酒運転を行う者がいる際には警察への通報義務を課す
登録店以外の店でも警察への通報努力義務を課す

(2) 他自治体の情報を集める

- 必ず同じ悩みを抱えた自治体がある
- 議会図書室に先進自治体の条例や政策が紹介されている雑誌を揃える
- 国会図書館の「国立国会図書館サーチ」に聞く

5. セカンドオピニオンの重要性

- (1) セカンドオピニオンのすすめ
- (2) 政策を磨く有識者の捕まえ方
大学とのパートナーシップ協定

〈考察〉

2講義目は「一般質問から始める議員提案条例」という講義であった。残念な一般質問のなかに本市でもあてはまる部分があった。議員提案条例について、飲酒運転についての事例が紹介された。議会報告会での住民の意見を参考に対応を検討し条例立案にいたる取り組みは参考となった。本市でも取り組んでまいりたい。

不穏当・不規則発言にどう対応するか 15:15～16:45

講師:(株)地方議会総合研究所所長 廣瀬 和彦氏

1. 議員の発言

発言自由の原則(会議原則):議員は議員としての職責を全うするために議員としての発言が十分保障されること

2. 国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い

国会議員:憲法51条で免責特権あり

地方議員:憲法・地方自治法ともに規定なし

名誉棄損罪:公然と事実を摘示して人の名誉を棄損すること

侮辱罪:事実を摘示しないで公然と人を侮辱すること

3. 発言における品位の保持

地方自治法第132条の趣旨

- ① 本会議や委員会の場合は地方公共団体の事務に関する公の問題を議論する場であって、議事に関係のない個人の問題を議論すべきではないこと
- ② 無礼の言葉や私生活にわたる言論や人身攻撃等によって議会の秩序が失われることを防ごうとすること

4. 無礼の言葉

議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉

5. 他人の私生活にわたる言論の禁止の意義(法132条)

議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許さず、また公の問題を論じていても発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言されることを許さないという規定

6. 議員の発言手続き

標準市議会会議規則50条:発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない

地方自治法104条:普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する

7. 不規則発言

黙認される不規則発言:議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は場合によってその効用からある程度黙認

問題となる不規則発言:明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗や中傷等の野次は許されない

8. 不規則発言に対する発言者の対応

原則：不規則発言に対し無視して発言を続ける

例外：発言者が看過できないような場合には、議長に対し注意を喚起する発言

9. 不穏当発言の該当基準

- ① 無礼は発言
- ② 他人の私生活にわたる発言
- ③ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
- ④ 基本的人権を侵害する発言

10. 発言の引用に当たっての留意

- ①新聞や雑誌等の記事を引用して発言する場合
- ②うわさや流説などの根拠が不明確な事項を引用する場合

11. 不穏当発言とその取扱い

- ①議事運営における対応：発言の取り消しにより対応
- ②会議録における取扱い：原則として記載する必要はない
- ③秩序違反としての対応：侮辱に対する処分要求または懲罰による対応

12. 議場外における不穏当発言の取扱い

法的措置：懲罰・処分要求の対象とならない 刑事・民事の裁判で対応
事実上の措置：議員に対する注意勧告等の決議

13. 議員としての発言に対する法的責任

- ①正当な職務行為による発言に対する責任
- ②違法な職務行為による発言に対する責任

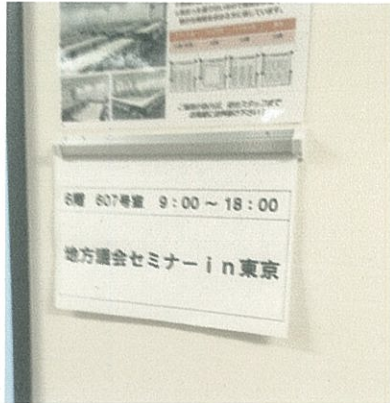
〈考察〉

3講義目は「不穏当・不規則発言にどう対応するか」という講義であった。残念ながら本市でも散見されることであり、適切に対応していきたい。黙認される不規則発言の中に審議を活性化させる相槌や掛け声等の野次はあってよい、とのこと。しかし掛けられた側によっては受け止め方に違いがあるのではと感じた。それにより対応がまちまちになることも考えられる。議場外での不規則発言については、懲罰や処分要求の対象とならないこと、事実上の措置として注意勧告等の決議ができることを確認できた。

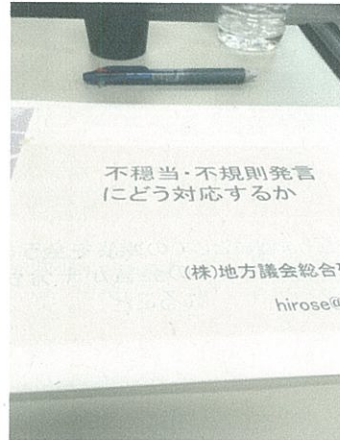
今回学んだ点を今後の議会運営に活かしてまいりたい。

「公明名取」研修参加 平成28年10月19日

質問力・議員力向上集中セミナーin東京



会場入口



講師:野村稔氏



講師:吉田利宏氏



講師:廣瀬和彦氏